六　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の各規定　当該規定に対応する令和二年改正前令（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令をいう。以下同じ。）の規定

七　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百三十七号。以下「改正令」という。）第一条の規定による改正前の法人税法施行令の各規定　当該規定に対応する旧令和二年改正前令（改正令第二条の規定による改正前の令和二年改正前令をいう。）の規定

（法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

4　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の三第一項及び第八条の四第一項中「別表六(三十六)」を「別表六(三十七)」に、「別表八㈢」を「別表八㈢付表」に、「別表十四㈨付表二」を「別表十四㈩付表二」に改め、「別表十五」の下に「、別表十五付表」を加え、「別表十八から別表十八の三まで」を「別表十八㈠から別表十八㈢まで」に、「別表六の二(三十一)」を「別表六の二(三十七)」に改める。

○財務省令第四十号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月十五日

財務大臣　鈴木　俊一

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の記載要領第七号を同第八号とし、同第六号の次に次の一号を加える。

7　「課税標準法人税額　(17)」及び「課税留保金額に対する法人税額　(18)」の各欄は、令和４年12月31日以後に終了する課税事業年度について修正申告をする場合には、記載を要しない。

別表二の表中

「法第12条第7項により控除できる金額 （別表二付表二「6の計」）」

を

「法第12条第8項により控除できる金額 （別表二付表二「6の計」）」

に改め、同表の記載要領第四号を次のように改める。

4　「(11)又は当初申告税額控除額　(12)」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　(2)に規定する場合（(3)に規定するときを含む。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を消すこと。

(2)　通算法人の適用課税事業年度（法第12条第５項に規定する適用課税事業年度をいう。(3)において同じ。）について同項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除く。）には、「(11)又は」を消すこと。

(3)　既に通算法人の適用課税事業年度について法第12条第６項（第１号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用課税事業年度につき同条第５項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき別表二「12」の金額として計算される金額を記載すること。